

令和 2 年度
大分県発達障がい者支援専門員の会
総会
(資料)

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 大分県発達障がい者支援センターECOAL 挨拶
4. 議長選出
5. 議事
 - ① 令和元年度活動報告
 - ② 令和元年度会計決算報告
 - ③ 令和元年度会計監査報告
 - ④ 令和元年度報告について質疑応答・承認
 - ⑤ 令和 2 年度活動方針
 - ⑥ 令和 2 年度会計予算
 - ⑦ 令和 2 年度案について質疑・応答・承認
 - ⑧ SV の会会則の見直しについて
 - ⑨ SV の会誓約書について
 - ⑩ その他
6. 議長降壇
7. 閉会のことば

会長あいさつ

こんにちは。

皆さんや皆さんのご家族、そして皆さんの周囲の方々には、新型コロナウイルスの影響はございませんでしょうか。

世界は今、昨年度後半に発生した新型コロナウイルスの影響で未曾有の危機にあると言っても過言ではないと考えます。ウィルス感染の問題や、それに伴う経済の問題等、我々はこれまで経験したことのない状況下にあると感じています。こうした最中、今年度の会の総会が定例通りでは開催できず、こうした形で皆さんから承認を得ることとなったことは、会の代表として非常に残念に感じています。特に今年は、当会が平成22年5月に設立されて10年を迎える節目の年でもありました。節目となる記念総会がこうした形となりましたことを、会を代表してお詫び申し上げます。

我々が今感じている新型コロナウイルスに対する不安感は、形は違っているかもしれませんが、周囲の環境や人間関係に不安を感じる発達障がいのある方々にも近いのかもしれないと思っています。漠然とした不安を強く感じる発達障がいのある方々に、会としてSVとして寄り添って10年が経ちます。この間、国の制度や福祉サービスは少しずつですが前に進んできています。私たちSVも平成29年度からは更新制度を導入して個々人のスキルアップにも力を入れてきました。

ようやく10年・・・まだまだ10年です。

これまで培ってきた我々の力とノウハウをこれからの10年に向けて、さらに広げていきたいと考えています。毎年、会員も増えてきています。大分県独自の取り組みであるSV養成制度を今後も継続し、そして、地域の必要性として本当の意味で認められるよう皆さん一人ひとりの質が問われることだと感じています。

SV個々人の質の向上と、我々SVが地域のつなぎ役になるという当初の目的を再認識し、当事者の方や地域の中でこれまで以上に求められる存在になれるよう皆さんに大きな期待をしています。

令和2年5月9日

大分県発達障がい者支援専門員の会
会長 相本 雄一郎

令和元年度 活動報告

1. 新たな体制の基盤作り

令和元年度より会の事務局業務をE C O A Lに移管したが、現状会員の大きな混乱も無くすみやかな移管ができました。この業務移管により、これまで以上に情報伝達がスムーズとなり、会全体の機能性向上につながってきたと考えます。しかし、会員数の増加と今回の業務移管によりE C O A Lの負担は増えており、会員一人ひとりが自ら情報を得て、主体的に取り組むことでE C O A Lの負担軽減につなげ、新体制のさらなる強化につなげていきたいと考えます。

2. 専門員（S V）のスキルアップ

令和元年度も継続した取り組みで、年2回の研修会を実施することができました。S Vの質の維持・向上のために平成29年度からスタートしたS V更新制度についても順次対応し、今年度は1期～3期の更新終了が終了しました。あわせて、更新制度に養成研修の上級事例検討会への参加を必須にしたことにより、事例検討会への参加も増え、S Vのスキルアップにつながったと考えます。また、今年度から圏域での活動をさらに活性化させるために圏域で行う研修などへの講師謝礼の補助を行い、各圏域で講師を招いた研修会や勉強会など行ってきました。

3. 地域ネットワークの促進

各圏域（地域）での取り組みについては、圏域リーダーを中心として積極的な取り組みができたと考えます。それぞれの圏域で特色ある取り組みもできつつあり、今後も継続した取り組みで地域におけるS Vの存在意義を広めていきたいと考えます。

4. 派遣事業への取り組み

令和元年度より、県の事業として「大分県発達障がい者支援専門員等派遣事業」が開始されました。今年度は、会員の皆様のご協力もあり、177件派遣に協力することができました。特にクレーム等もなく、派遣先からも「対応方法について詳しくわかってよかった」、「発達障がいへの理解が深まった」等の一定の評価が得られました。

5. 関係機関との連携

関係機関との連携については、令和元年度も大分県発達障がい研究会と連携したり、大分県や大分県自閉症協会と県内の発達障がいへの支援の充実を根底に同じ方向性で取り組むことができました。

令和元年度決算

【収入の部】

科目	予算額	決算額	増減額	備考
会費	700,000	2,449,000	1,749,000	1～3期更新料、更新までの会費
11期登録料	300,000	300,000	0	
自閉症協会共催費	20,000	20,000	0	自閉症協会より交流研修会費
雑収入	0	411	411	名刺代、利子
前年度繰越金	118,759	118,759	0	
合計	1138,759	2,888,170	1,749,411	

【支出の部】

科目	予算額	決算額	増減額	備考
圏域活動費				
東部別府	20,000	20,000	0	お茶代、会場費等
東部国速杵	20,000	20,000	0	お茶代、会場費等
中部大分	40,000	40,000	0	お茶代、会場費等
中部臼津	20,000	20,000	0	お茶代、会場費等
南部	20,000	20,000	0	お茶代、会場費等
豊肥	20,000	20,000	0	お茶代、会場費等
西部	20,000	20,000	0	お茶代、会場費等
北部	20,000	20,000	0	お茶代、会場費等
郵送費	20,000	110,277	△90,277	
HP管理費	12,000	0	12,000	移行費に含まれるため
研修会費	100,000	52,960	47,040	研究会、井戸端会議共催費含む
役員会旅費	90,000	102,000	△12,000	2,000円×51名分
特別活動費	50,000	66,000	△16,000	圏域連絡会講師謝礼金
HP移行費	100,000	100,432	△432	HP移行に伴い1回のみ+手数料
印刷・消耗品等	20,000	121,247	101,247	
合計	572,000	732,916	△160,916	

次年度繰越額

収入決算額 2,888,170円 － 支出決算額 732,916円 ＝ 2,155,254円

監査報告

監査年月日 令和 2 年 4 月 21 日

監査場所 放課後児童クラブ
南子育て仲よしクラブ

監査報告 令和 ^元~~五~~^高年度の大分県発達障がい者
支援専門員の会の活動並びに収支に
関する経理状況を調査した結果、証
憑書類の整備が適切に処理されてい
たことをここに報告します。

会計監査人 別府市北中り組 1
大久保 秀子 

大分市新川町2-6-24
高千 亮佑 

令和2年度 活動方針

1. 専門員（SV）のスキルアップ

SVのスキルの維持・向上を大きな目的とし、SVの更新については継続した取り組みで周知を図っていきます。また、更新ともリンクする研修会については、会の体制変更に伴い参加可能となる研修等を増やせるよう検討したいと考えています。

また、昨年度同様、各圏域での活動を活性化させるための補助も継続して行っていますので、各圏域でいろいろな企画・研修・勉強会等を行っていきたいと考えています。

2. 地域ネットワークの促進

これまで培ってきた地域の中での活動をさらに推し進め、地域におけるSVの地位と必要性を構築していきます。各圏域（地域）レベルでSVやペアレントメンター、保育コーディネーター、さらには相談事業所を含む関係機関との連携作りを一步ずつ着実に進めていきたいと考えています。

そのためにも、これまで通り役員会を実施することで、SV間での情報共有を図り、先進地域を参考にして県内各地域でのネットワーク作りに努めていきたいと考えています。

3. 派遣事業への取り組み

今年度も県事業であるSV派遣事業が行われます。事務局であるECOALと連携を取りながら、SVの会の組織力とSV個々人のスキルを活用し、県の事業の推進に協力していきたいと考えています。

4. 関係機関との連携

これまで構築してきた関係機関との連携については、新年度も継続した取り組みで連携を図っていきたいと考えています。そして、各関係機関と同じ方向性を共通認識しながら、これまで以上の課題解決に向けた取り組みができるよう努めていきたいと考えています。

令和2年度予算

【収入の部】

科目	決算額	備考
更新会費	492,000	12,000円×41名(4~6期)
11期登録料	300,000	12,000円×25名
自閉症協会共催費	20,000	自閉症協会より交流研修会費
前年度繰越金	2,155,254	
合計	2,967,254	

【支出の部】

科目	決算額	備考
圏域活動費		
東部別府	20,000	
東部国速杵	20,000	
中部大分	40,000	
中部臼津	20,000	
南部	20,000	
豊肥	20,000	
西部	20,000	
北部	20,000	
郵送費	100,000	
HP管理費	12,000	
研修会費	100,000	継続研修・交流研修等
役員会旅費	130,000	2,000円×65名(13名×5回)
特別活動費	66,000	圏域連絡会講師謝礼金
印刷・消耗品等	100,000	
雑費	2,295,254	
合計	2,967,254	

大分県発達障がい者支援専門員の会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条

会の名称を「大分県発達障がい者支援専門員の会」(以下会とする)と称す。

(事 務 局)

第2条

会の事務局は大分県大分市中島西1丁目4-14に置く。

(目 的)

第3条

会は、大分県発達障がい者支援専門員の資質の向上と専門員間の連携をサポートするものとし、あわせて、大分県発達障がい者支援センターECCOALとの連携を深め、会員一人ひとりが深い倫理観をもって広く県内の発達障がい者の支援に中心적으로取り組み、障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条

会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大分県発達障がい者支援専門員の資質の向上
- (2) 大分県発達障がい者支援専門員の連携のサポート
- (3) 大分県発達障がい者支援センターECCOALとの連携
- (4) その他、会の目的達成に必要な事項

第二章 役 員

(役 員)

第5条

会運営のために、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名

- (2) 副会長 4名
- (3) 事務局（会計及び広報含む） 大分県発達障がい者支援センターECOAL
- (4) 役員 複数名（圏域リーダー）

2 各役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会の意思決定機関である役員会を招集できる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- (3) 事務局は、会の連絡事務及び会計全般、会の広報活動の活性化とホームページの管理をする。
- (4) 役員は、役員会の構成員として会の意思決定に関する業務を担う。

3 役員を選出

役員は、会員の互選によって選出する。役員の任期は3年とし、ただし、再任は妨げない。

（顧問）

第6条

会に、顧問を置くことができる。

顧問 1名 五十嵐 猛（大分県発達障がい者支援センターECOAL センター長）

- 2 顧問は、会の重要な事項について意見を述べるものとする。

第三章 会の構成

（会員）

第7条

会は、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会が認定する大分県発達障がい者支援専門員を会員として規定する。

- 2 会員は3年ごとの更新を行うものとする。

（会費）

第8条

会員は、役員会の議決により定められた会費を納入しなければならない。会費は3年分を12,000円とし、当該年の最初に一括納金とする。

(退 会)

第9条

会を退会する者は、所定の退会・資格返上届に必要な事項を記入のうえ、事務局に提出しなければならない。

- 2 次のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。
 - (1) 会費を納入せず、有効期限内に更新手続きをしなかった者
 - (2) 死亡した者
 - (3) 会の名誉を傷つけたと倫理委員会が認めた者

第四章 会 計

(運 営)

第10条

会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、会員1名につき3年分を一括納金とし、各々会員が個別に納入するものとする。
- 3 会計監査については、監事を役員の外に2名置く。

(会計年度)

第11条

会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第五章 機 関

(機関の種類)

第12条

- (1) 定例総会
- (2) 役員会
- (3) 専門部会
- (4) 倫理委員会

(定例総会)

第13条

定例総会は年1回開催するものとし、本会における最高決議機関であって、会員全員をもって構成する。

- 2 総会の定足数は会員の2分の1以上とし、議決するものとする。

(役員会)

第14条

会の会議は役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は役員をもって構成する。
- 3 会の会議は、役員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の承認を以て議決する。

(専門部会)

第15条

会長は、必要に応じて専門部会を設け、部員を若干名置き、専門部会を開催することができる。

(倫理委員会)

第16条

会の活動や支援に際し、会則・倫理綱領に違反した者に対し、これを調査し、処分を検討する倫理委員会を置く。

- 2 倫理委員会は会長、副会長、事務局および外部機関を含める事務局によって指名されたものによって構成される。
- 3 倫理委員会は委員が必要と認める事案が発生した場合、招集される。
- 4 委員会は構成される委員の過半数の参加を必要とする。
- 5 議事の判定は出席者全員の合意を原則とする。

第17条

この会則に定めがない事項については、会長が役員会に諮って議決する。

(附 則)

この会則は、平成22年5月1日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成23年5月15日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成24年6月24日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成25年6月8日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成31年4月7日から施行する。

(附 則)

この会則は、令和2年5月9日から施行する。